特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童扶養手当支給				
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う。				
③システムの名称	・児童扶養手当システム・中間サーバー・マイナポータル申請管理				
2. 特定個人情報ファイル名	ž				
児童扶養手当受給者ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の56、134の項				
4. 情報提供ネットワークシ	・ マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20、42、53、76、89、90、125、141、155及び161の項				
5. 評価実施機関における	· 担 <mark>当部署</mark>				
①部署	健康福祉部 こども課				
②所属長の役職名	こども課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政·法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	坂出市 健康福祉部 こども課 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5027				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		卡 満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年10月27日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年10月27日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施れている。	も機関については、それ [、]	ぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載さ		
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	画じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
	■人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十分	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人	手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
	杓ミスが発生するリスク †策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分ある」と考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管				

9. 監	查				
実施の)有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 稅	従業者に対する教育・	啓発			
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 量	長も優先度が高いと考	えられる対策	[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する	5
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 < 選択肢>			この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 管 試い情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策)	
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	から、権限のない者(元職員、	アクセス権限のない職員 た、アクセス権限の所有	とで、アクセス権限の適切な管理を行ってい 等)によって不正に使用されるリスクへの対 者は、パスワード等を適切に管理するととも	策は

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署	②所属長 課長 中川 高弘	②所属長の役職名 こども課長	事後	
	IVリスク対策	_	新規項目追加	事後	
	I 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名 称	児童扶養手当システム	・児童扶養手当システム・中間サーバー・マイナポータル申請管理	事後	
令和7年10月29日	I3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 別表 第一の主務省令で定める事務を定める命令第 29条		事後	
令和7年10月29日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の57の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項(情報提供の根拠)・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20、42、53、76、89、90、125、141、155及び161の項	事後	
令和7年10月29日	I 9.規則第9条第2項の適用	-	新規項目追加	事後	
令和7年10月29日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保	事後	
令和7年10月29日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		最も優先度が高いと考えられる対策 [3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 基幹システムへのアクセスが可能な職員を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。また、アクセス権限の所有者は、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	事後	